

監査報告書

令和 5 年 8 月 31 日

社会福祉法人 洞爺湖町社会福祉協議会
会 長 福 井 政 吉 殿

監事

丹野 幸 彦

監事

上 埜 二 郎

私たち監事は、令和5年5月25日に実施した決算監査後、職員による着服が発覚し、その対応、修正を行った後、再監査を行いました。その結果について次のとおり報告します。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について、令和5年5月25日に検討いたしました。
- (3) 会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録については、令和5年8月31日、大塚税理士の同席をいただき検討いたしました。

2 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響は減少し、洞爺湖町社会福祉協議会においては、事業実施にあたり、事業利用者及び役職員ともに、マスク着用や手指消毒、検温等感染防止対策を徹底したことで、4年度事業の重点項目である「高齢化社会への対応」「常勤看護師の体制確立」「高齢者の認知症予防」「自然災害への対応」「役職員研修強化」等は、ほぼ、計画どおり実施されたと認めます。

また、個別事業を見ると、ボランティアの皆様の協力、手助け隊事業の利用登録者及び活動回数は、前年度に比べ増加し、また、新規事業として実施した、脳トレサロン事業は、地域間交流を活発にさせたことなどが認められました。

② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) この度、経理担当職員の現金着服も含む不適切経理が発覚した事で、大塚税理士事務所による徹底的な洗い直しも終わり、数字確定後の決算書による法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を監査しました。

洞爺湖町社会福祉協議会においては、作成済みの「今後の方向性について」を遵守され早期の解決を望みます。